

平成26年度第1回定例会

日 時： 平成26年5月27日（火）午後1時30分から

場 所： 図書館本館 講座室

出席者： （図書館協議会委員）会長、副会長、委員4名

（事務局）図書館長、企画運営係長、サービス、子ども読書支援係長
総務係長、総務係担当、企画運営係担当

会長： 本日は委員1名より欠席の連絡が入っている。委員定数7名のうち半数以上が出席しているため、多摩市図書館協議会規則第4条により平成26年度多摩市図書館協議会第1回定例会を開催する。

学校教育関係者の委員であった長谷川委員が異動され、あらたに4月1日付で落合中学校の戸賀沢副校長が委員となられたので紹介する。（戸賀沢委員挨拶）

では、事務局より配布資料の確認をお願いしたい。（事務局配布資料の確認）

会長： 本日の議題の前に報告案件を事務局よりお願いしたい。

事務局： 報告1は5月1日付人事異動について。子ども読書支援係長の浮揚が東寺方児童館へ異動となり、後任には村野が着任した。（村野子ども読書支援係長挨拶）

報告2は「資料1-1 平成26年度蔵書点検のための図書館休館について」をご覧いただきたい。昨日から多摩市の図書館の蔵書点検が始まっており、26日から30日までは本館、6月2日から6日までは関戸図書館と聖ヶ丘図書館、9日から13日までは東寺方図書館と唐木田図書館、16日から20日までは豊ヶ丘図書館と永山図書館、23日から27日までは本館の3階4階にある団体貸出室と書庫、7月2日は市役所第2庁舎1階にある行政資料室で蔵書点検をおこなうことになっている。この期間は本の貸出ができないが、昨年度まで点検期間中閉鎖していたブックポストを今年度は開放し対応することとした。

報告3は「資料1-3 多摩市教育振興プランの更新に関する意見について」をご覧いただきたい。多摩市では教育基本法に基づき教育振興のための施策に関する基本的な計画として「多摩市教育振興プラン」を策定した。これは平成22年に10年後を見据えた教育改革の方向性と取り組みの指標を明らかにし、5年以内に実行すべき施策ということで策定したが、策定から5年が経過するという事実と、平成26年度を以って現行の計画期間を満了することから、その後に行う施策を定めるため現在の「多摩市教育振興プラン」を更新し、平成27年度に策定することを予定している。こちらの配布資料は教育委員長から学びあい育ちあい推進審議会会長へ意見照会をするもの。今後、図書館協議会の意見をいただくことを予定している。教育振興プランの更新の概要、現行の教育目標、基本方針等については資料のとおり。今後の意見照会にあたり、あらかじめお目通し願いたい。

会長： 回答期限が7月31日となっているが、それまでに図書館協議会を開催し意見

聴取するのか。

事務局： 7月中には教育振興プランの意見をいただきたいため、事前に文書で会長宛依頼する予定。次回の定例会については、本日の議題である読書活動振興計画の策定状況の報告も予定しているため、できれば7月中に協議会を開催し意見をいただきたいと考えている。

会長： 事前に資料が送付され7月の会議で議論するということか。資料1-3の照会内容については、図書館事業等の成果、今後の課題、この多摩市振興プランに載せてほしいことなどを資料として事前に事務局で作成していただけるのか。

事務局： 教育振興プランの改定にあたっては、毎年まとめている今までの取組状況等の資料を配布し、図書館に関する部分についてのご意見をいただきたいと考えている。

会長： では進捗状況に応じて作成している報告等を見させていただき、それをもとに議論するということになる。ほかに質問はないか。

なければ本日の議題に入る。議題1「多摩市読書活動振興計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「資料1-2 多摩市読書活動振興計画の策定について」をご覧ください。今回、多摩市読書活動振興計画を策定することを市の方針として定めた。背景には「読書振興に関する法令とその後の取り組み」にあるような国の大きな流れがある。平成13年に子どもの読書活動推進法が制定され、子どもの読書活動が法的な根拠をもってスタートした。平成17年には文字・活字文化振興法が制定され、平成22年は制定5周年を記念して国民読書年となった。これらの読書活動や文字・活字文化振興に取り組む目的は、文字・活字文化振興推進機構の設立主旨のとおり。「文化や歴史の基盤である日本語を深く理解し、表現力や思考力を持った人材を育てることは、健全な民主主義の発展にとって必須の条件です。その鍵は文字・活字文化の振興と普及にあるといわなければなりません。活字文化はすべての社会活動の基盤であり、人づくり、地域づくり、国づくりにとって欠くことのできないものです。」とある。このような考え方が基本にあり現在の読書活動振興の取り組みがあるといえる。また、子どもの読書活動推進法、文字・活字文化振興法には、地方公共団体の責務として、「その地域の実情を踏まえた子どもの読書活動推進、文字・活字文化の振興に関する施策の策定と実施を求めると定められている。

次に、「多摩市の図書館運営に対する意見」として市側の意見を記載した。平成22年には市から教育委員会に対し、「図書館の運営については、図書館の機能、運営方法等全般についての抜本的な見直しが必要ではないか」ということで意見を求められた。また平成23年度決算における事業評価では、図書館運営事業が取り上げられ、「現状維持による図書館行政の発展向上は考えにくい。施設総量見直しの視点から、全図書館で同一均質のサービスを提供する必要性についても

検討を要する。めざすべき図書館像を明らかにし、具体的な処方箋を描くべきだ。財源のみでなく人的資源も先細りの現実を直視し、公共図書館の質向上につながる最適サイズを考えるべきだ。」という評価が出された。

また、昨年 11 月に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」が策定され、12 月に開催された平成 25 年第 4 回多摩市議会定例会において図書館運営に関する質問があった。質問主旨としては、「図書館運営の再構築のために具体的な計画策定が必要であると考え、市の見解を問う」というもの。これに対する教育長の答弁は次のとおり。「多摩市では、これまで身近なところに図書館を整備することによるサービスの拡大を基本として運営してきましたが、平成 13 年の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示、平成 20 年の図書館法の改正を受け、図書館計画を策定する団体が増えている状況を踏まえ、多摩市においても、分散型から集約型へ転換するにあたり、図書館運営の基本となる計画を策定する必要があると考えております。策定に向けた準備を進めているところです。」というもの。

これに対して「図書館を今後の多摩市の街づくりにどの様に位置づけるのか、市長の見解を求める。」という質問があり、市長の答弁は次のとおり。「議員提案のように、図書館を街づくりに位置づけることは重要なこと。また、市がすべてを提供するのではなく、市民が自宅や地域施設で読書活動を展開することも期待したい。」という主旨であった。

当初は「図書館計画を策定する」ということを考えていたが、図書館に限定するものではなく、広く多摩市の読書活動の振興に資する計画を策定する必要があるのではないかと考えた。

そして、本計画の策定の目的は 3 点。ひとつは、地方自治体に求められている「子どもの読書活動推進法、文字・活字文化振興法に基づく関連施策の策定と実施」の役割を果たすこと。2 点目は読書活動の活発なまちづくり「豊かな学びのまち・多摩」の実現ということ。読書活動を通じて、人づくり、地域づくりが進み、社会活動がより活発になり、新しい公共のまちづくりを実現できるようにしたいというのが市としての大きな目標。その際には現在多摩市が取り組んでいる ESD、持続可能な開発のための教育の推進を図っていく。ESD の考えに基づいたさまざまな活動は、学校教育だけでなく市全体として取り組んでいるため、それをベースとして展開していく。また、「読書活動や文字活字文化を大事にしたまちづくりの推進」「文化情報拠点としての図書館の整備と市民による地域図書室や読書スペースの創出の支援」などを実現していきたい。3 点目としては市立図書館の方向を提示するという。市民による読書活動の基盤となるため、市立図書館のサービス、運営、施設の方向性を提示していく。「市民による、市民のための、市民の図書館」を今後の基本理念として考え、読書活動の基盤として市立図書館を位置付けることを示していきたい。

続いて、この計画を策定するにあたり目標を示したものが右側の「4 計画の目標像」であり、目標像には「人の集うところに本があるまち」を掲げたい。

ひとつには「読書体験の共有」を進めていくことが課題である。ユネスコのレポートや現在国が進めている学習活動などによると、近年「教育・学習」観が大きく変わってきていることがわかる。教育や学習が「個人的な営み」だけでなく「社会的な営み」であるという認識が広がってきているため、これに対応していくことを考えている。

もうひとつは「考え方の転換」である。これまでは「本のあるところに人が集まる」という考え方がベースにあったが、これからは「人が集まるところに本がある」べき。事例としていくつか挙げているが、「本や読書を核としたまちづくり」が進められている長野県小布施町や北海道恵庭市での「まちじゅう図書館」が参考になるのではないか。こちらでは、「人と人との交流、情報や新しい価値の創造、まちの活性化を目的とした取り組み」に読書活動を通じて展開していくことをめざしている。2 点目は「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラムへの対応」がある。市立図書館のあり方については、図書館協議会からも意見をいただいたが、従来の分散型から集約型に転換を図ることになっている。図書館の数は減少するが、本館の移転整備を含め、図書館の機能やサービスの向上を図ることが課題である。3 点目は「本に接する場と機会の拡大」である。市の公共施設にはコミュニティセンター等さまざまな施設があり、図書コーナーも場所としては整備されているため、これらの積極的な活用を考えていきたい。4 点目として民間図書館の動向も挙げておきたい。例としてはアカデミーヒルズ六本木ライブラリー、まちライブラリー、NPO 法人情報ステーションなどの取り組み。これらの民間図書館では新たなコミュニティを創設する「場」としての図書館に着目した活動を展開している。また、これ以外にも各地にブックカフェも増えている。「図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる」（図書館法第 29 条）とあるので、このような新しい動きは今日本中でおこっている。これらを踏まえて「人の集うところに本があるまち」を目標像に掲げたいと考えた。

今回の計画についてのイメージとして示したのが次の図である。これは読書活動が展開される「場所」の視点から整理したもの。今までは読書活動の場所は図左の「家庭」「保育園」「学校」・・・「市公共施設」までであったが、「人の集うところ」と捉えると右の網掛け部分「福祉施設」「医療施設」等となる。さまざまな場所が読書をする場所になる。特にこの計画の参考になっているものが「まちライブラリー」の取り組みである。市民が店舗や自分たちのスペースを使い、小さな図書館をつくり学習活動を展開していくのが「まちライブラリー」といわれているもので、このようなことができるのではないかと期待もある。

計画期間については、今年度中に計画を策定し、平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月までの 5 ヶ年を予定している。構成としては「読書、読書活動の定義」「読書

活動振興の目的」「関係者の役割と取り組み」を定めていく。策定体制は市内の関係課長で構成する策定委員会を設置する。今度の金曜日に第1回策定委員会を開催する予定。その後、素案の公表を行い、その後改めて図書館協議会の意見を伺う予定。市民への説明としては市民懇談会、パブリックコメントなどを実施し、来年2月には計画の決定を考えている。計画策定の説明は以上。

計画についての議論にあたり、「資料 1-4 読書活動の定義」についてもご議論いただきたい。子どもの読書活動推進計画の策定が各地で進められており、学習指導要領の改訂により言語活動の充実は近年学校教育における取り組みの中心となっている。言語活動とは「聞く」「読む」「話す」「書く」で成り立つとされており、その中でも読書活動が重要となっている。

市として読書活動振興計画を策定するにあたり、多摩市における「読書活動の定義」をあらかじめ定めておくことが必要ではないかと考えている。資料 1-4 は確定しているものではなく、今度皆さんの意見を伺いながら固めていきたい。

まずは「読書とは」ということでは、文化審議会の答申に「文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすること」とある。そして「1冊の本等を読むことで得た知識、感情、感想等」が「読書体験」であり、その読書体験の積み重ねが「読書経験」につながると考えられる。その読書経験を踏まえて他者に働きかけることが「表現」であり、表現とは「読書により得たことを基礎として他者に自らの考えを言語により伝えること」と整理できる。さらに「他者が自発的に読書活動を行うように働きかけること」が「読書教育」といえる。最後に「読書習慣」とは、「課題に対応しなければならなくなったとき、本、新聞、雑誌等の文字情報を調べることが、学習によって後天的に獲得され、反復によって固定化された個人の行動様式になること」と整理できるのではないかと。

そしてこれらの「読書」「読書体験」等読書に関わるすべてをまとめたものが読書活動であり、この読書活動をいかに高めていくかが読書活動振興計画の目標である。資料の説明と概要については以上。

会長： この計画の策定における図書館協議会の意見の取り扱いはどのようになるのか。

事務局： 計画の素案ができた段階で図書館協議会に提示し意見を伺い、策定委員会に反映させることになる。

会長： では、「資料 1-2 多摩市読書活動振興計画の策定について」をご覧ください意見を。

委員： 資料の「4 計画の目標像」③に「コミュニティセンター等の図書コーナーの積極的な活用」とあるが、公共図書館としてどのように関わるのかを具体的に教えてください。

会長： 事務局より 4-③について具体的に説明をお願いしたい。

- 事務局： 現在、図書館が併設されているコミュニティセンターは聖ヶ丘と唐木田の2箇所のみ。他のコミュニティセンターには本棚が設備としてあるが、あまり活用されていない様子。一方、トムハウスでは運営協議会が自発的に図書コーナーを管理し、貸出の活動もしている。公共施設の見直し方針では、コミュニティセンターは市立図書館の本の検索・予約・予約本の受取り・返却ができる場所に位置付けられており、サービスポイントのひとつと捉えている。なお、この運営方法については決定しているのではなく、すべてのコミュニティセンターでこれを実施できるかは今後の策定委員会で検討していく。また、図書館の支援の方法としてはトムハウスのように団体貸出で市立図書館の本を提供することを考えている。
- 委員： 現在も団体貸出を行っているトムハウスでは引き続き実施が可能だが、その他のコミュニティセンターについては市立図書館としてはどう支援するのか。
- 事務局： コミュニティセンターの運営協議会の自主的な活動を期待し、申し出があった場合は団体貸出の支援を行うことが市立図書館としての役割と考える。コミュニティセンターにはそれぞれの活動があると思うので、策定委員会を通じて所管課長からの情報を得たいと考えている。
- 委員： ③には「本に接する場と機会の拡大」とあるのに、やりたいところがあれば支援をするが図書館として積極的には進めるものではないと受取れる。図書館の姿勢は消極的に感じるがいかがか。
- 事務局： コミュニティセンターの運営は図書館が行うのではなく運営協議会が自主的に行っているものなので、図書コーナーを設置しなさいとは言えない。図書館としては自発的な読書活動を支援していく。策定委員会にはコミュニティセンターの所管課長もいるので働きかけをしていきたい。
- 会長： 図書館としては、コミュニティセンターに図書コーナーが設置されるよう努力するということがよいか。
- 事務局： 団体貸出に限らず、コミュニティセンター利用者が本を持ち寄ることも考えられる。最近では、各々が読んだ本を入れた箱を交換する「一箱古本市」という活動が全国各地でおこなわれている。また、決められたテーマの本を持ち寄り、それを名刺代わりに交換する「ブック交換」という交流イベントがあり、来月八王子でもおこなわれる予定。このような本を介した自発的な交流も期待したい。
- 会長： 近所でも「一箱古本市」が行われており盛況。イベントにはよい試みだと思う。また船橋市では身近な場所に市民が本を持ち寄る「まちライブラリー」を行っているが、蔵書には人の管理が必要なのではないか。ただ本を集めて終わるのではなく、それを管理することも含めて考えていただきたい。
- 事務局： また、これらの試みや手法がその地域にとってどのような意味を持つのか、有効なものなのか、ぜひ他市の先行事例を検証していただきたい。
- 事務局： 「一箱古本市」はある程度回を重ねている様子。また、愛知県田原市の図書館では、この「一箱古本市」を図書館活動のひとつとして行っている。これらがど

れほど定着しているのか、広がりを持つようになっているのか等、先行事例を研究していきたい。

また人の確保については大きな問題であるが、船橋市の活動は「情報ステーション」というNPO団体が行っており、無報酬で図書館に関わりたい人を集めて運営している。図書館活動に興味関心があり参加したいと考えている市民をどう募っていくのか、どう増やしていくのかが読書活動振興計画を支える人材育成といえる。

平成 23 年 9 月の文部科学省の国民の読書推進に関する協力者会議報告では、「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために～3 つの提言」がされており、その中に「提言 1 読書で人を育てる、「読書を支える人」を育てる」「提言 2 住民参加で自治体ごとの「読書環境プラン」(仮称)を策定し、実現する」「提言 3 読書の新しい可能性や将来像を構想し、推進するためのプラットフォーム(基盤となる「場」)をつくる」とある。本計画では読書活動により多くの新たに関わる方々を育成することが大事であると考えている。

会長： 何か質問等はあるか。

委員： 確かに人材を育てることは大事なので、この計画に「人材育成」を文章で載せていただきたい。また、目標像の「人が集まるところに本があるまち」は言葉としては素晴らしいと思うが、それを実現させるための細かなステップを具体的に挙げたほうが良いのではないか。

事務局： 今後の計画策定の参考とさせていただく。

会長： 実はこの目標像には少々違和感がある。目標として「人の集うところに本がある」とあるが、これらは目標というより手段ではないかという印象がある。

副会長： もっとはっきりとした具体的な目標の姿があった方がよいのではないか。「人の集うところに本があるまち」は状態であって、目標はその上にあるものではないのか。これは目標像というより過程のように感じる。

事務局： この目標像を考えた時には、市の公共施設だけではなく、店舗やほかの活動をしている人々が集まる場所に本があり、街中に本があふれている姿をイメージした。何か問題を抱えた時に最初に図書館に来る人の数はそれほど多くなく、専門家のところへ相談に行くのではないか。そこに本があればコミュニケーションが生まれ、課題解決につながるということも期待したい。

副会長： そのような状態になれば読書活動が活発になると思うが、市民の生活の中で役立つ読書活動、あるいは行政にとってプラスになる読書活動を目標像として求めたい。状態としての「人の集うところに本があるまち」は、ひとつのステップであると考えている。

事務局： いろいろなご意見をいただいて策定委員会へ報告していきたい。

副会長： この策定案は、計画の目的や自治体の責務、人づくりや市立図書館の方向性もあり良いと思う。多摩市全体での取り組みとしているため、図書館をステップア

ップさせるよい機会でもあり期待している。

会長： 作成する計画の方向は「図書館に限定するものではなく、広く多摩市の読書活動の振興を」と書かれている。平成 25 年第 4 回多摩市議会定例会の教育長答弁では図書館運営基本計画を策定するとあるが、多摩市読書活動振興計画の中に運営基本計画も含めて作るということか。

事務局： 実は当初、教育委員会では図書館運営基本計画を作る予定であったが、平成 25 年の市議会定例会での質問を受けて、読書活動振興計画を作った方がよいのではないかということになった。しかし図書館の運営基本計画を別に作るつもりはなく、すでにある「図書館の基本方針・運営方針」を具体化するための年度計画を作ることで図書館の取り組みを進めていきたい。

会長： 長期の計画は読書活動振興計画であり、単年度の計画で図書館を運営していくということか。

事務局： 多摩市では図書館の年度計画を公表した形での運営になっていないことが課題であると認識している。

副会長： 資料 1-2 の「5 計画のイメージ」には「市立図書館（図書館運営基本計画）」とあるが、これを新たに作ることはないかと理解した。しかし読書活動振興計画を策定するにあたり、現在の「図書館の基本方針・運営方針」を見直す必要があるのではないか。

また、教育長答弁のところに平成 13 年の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」とあるが、平成 24 年 12 月に改正されたものがある。そこには市町村立図書館について、たとえば行政資料の収集整備等さらに踏み込んだ基準となっているため、それらを現在の「図書館の基本方針・運営方針」に取り入れる必要があるのではないか。

事務局： 多摩市の図書館の運営を考えた時に何をすべきか、今まで何をしてきたか、課題は何かを明らかにしていく必要があり、常に意識しなければならない。「図書館の基本方針・運営方針」に大幅な変更はないと思うが、読書活動振興計画ができた段階で見直しをする必要はあると考えている。

副会長： 図書館には人材作りが大事であると思う。また、平成 20 年改正の図書館法にある自己評価を行うことにより、現状を把握し、方向性を示すことができるのではないか。多摩市の図書館も自己評価をし、市民に公表し改善していくことにより、図書館が市民にとってより良いものになると思うので、今回の振興計画にもぜひ盛り込んでほしい。

会長： 振興計画の中で評価のことを位置付けるということはいかがか。

事務局： 今後の参考とさせていただく。

会長： 読書活動振興計画について、ほかに意見はあるか。

委員： 市全体としての読書活動であるということだが、各施設と図書館との関係はどのようなものなのか、権限も含めた図書館の役割は何かを明確に位置付ける必要

がある。ただ「人の集うところに本があるまち」だけでは、具体案は出ないのではないか。

会長： これまでも子どもの読書活動推進計画があったが、今回は対象を限定しないもの。子どもの場合は図書館と学校という大きな柱があり、それぞれの役割も明確になっているが、今回は対象が広がったことにより役割がぼやけてしまうのではないか。事務局としてはどのように考えているのか。

事務局： この策定委員会のメンバーは公民館長、コミュニティセンター所管の市民活動支援課長、商工会関係の経済観光課長、医療機関については医師会窓口の健康推進課長、生涯学習所管の文化スポーツ課長がいる。この活動すべてを図書館ができるわけではなく、図書館は下支えの部分も大きい。例えば公民館の事業と連携しながら人材育成をおこなう、読書活動に対する啓発活動をおこなうということも考えられる。ご指摘のとおり、関係施設とどのように連携していくかの役割分担が重要と考えている。

会長： 実際は策定委員会で役割分担を調整するのか。

副会長： 市全体の計画なので、計画策定後も進捗状況の報告や計画の見直しなどができる全体の場合が必要ではないか。掛声だけでは活発なものにならないのではないか。

会長： 計画策定後の進捗を報告する場については予定があるのか。

事務局： 計画策定後は年次ごとに行ったことの報告をとりまとめることになる。組織的なことになるのか、計画の中で対応するのかは今後検討していく。

委員： この読書活動振興計画は、市全体の大きな計画として先日の学びあい育ちあい審議会でも取り上げられていたが、大きすぎて全体がぼやけてしまうようだ。図書館としてやりたいことができないのではないかと危惧している。

会長： ほかに計画の策定について何かあるか。

なければ次に「資料 1-4 読書活動の定義」についても議論していきたい。多摩市読書活動振興計画を策定するにあたり、ここで使用する言葉の定義について確認をしておきたいというのが事務局の意図。言葉の定義というのは社会一般で定義されているものを使うのが一番よいと思っており、たとえば「読書」「表現」はともに辞書に載っている言葉であり、「読書活動」「読書経験」「読書教育」などは政府の報告書で用いているものを使う方がよいと思っている。ただここでは資料 1-4 のように定義するにあたり、違和感や意見などがあれば述べるということでしょうか。

委員： 「読書とは」は教育を前提としているようだが、楽しみのための読書があってもよいのではないか。心に感動を与えるなど情緒的なものを含めて「読書」といってもよいと思う。

会長： ここでは外形的な行動をいっているが、もっと内面的な側面も読書の定義に含んでもよいということか。ほかには何かあるか。

「読書教育」には「読書を通じて行う教育」という意味があるような気がする。たとえば、学校図書館では教科書で学んだことをより発展的に学習したい児童生徒に対して本を紹介する教育的な視点が含まれているような印象がある。

「読書活動」については、個人が考えをまとめ自らの考えを言語により他者に伝える個人の一連のプロセスを描いているが、たとえばおはなし会を開く、ブックリストを配布する等の読書を促す活動も読書活動なのではないか。

委員： 「読書体験」のところで、まだ文字を読めない子どもが読み聞かせなどで読書体験をすることも含まれるのではないか。読んでもらうことにより感じることもあるのではないか。

会長： ほかに意見はあるか。読書活動振興計画を策定する時には、言葉の定義を決めた上で策定を行わなければならないため、このような作業は重要。言葉の定義が定まっていれば議論がかみ合わないということもなくなるので、今の意見を参考にしていきたい。

副会長： 質問だが、この読書活動振興計画策定の根拠は文字活字文化振興法に基づくものか。

事務局： そうだ。

会長： ほかに何かあるか。なければ本日の議題と報告は終了。これで多摩市図書館協議会第1回定例会を終了する。